

參考答案  
[法律實務基礎科目 (刑事)]

## 第1 設問1について

1 報告書は、証拠の形式のみを素直に前提にすれば警察官の供述書といえ、法316条の15第1項6号の「供述録取書等」に当たる。

2 しかし、同6号は、さらにその「供述録取書等」が「事実の有無に関する供述を内容とするもの」であることを要件としている。これは、供述者の署名・押印により内容の正確性等が担保されている供述録取書等により、弁護人側が事実の有無に関する検察官請求証拠の証明力を適切に判断するのに資するために、開示することが適当であるものを類型化した趣旨である。そこで、「事実の有無に関する供述」とは、その事実の有無についての内容の正確性が担保されている原供述を意味するものと解する。

報告書において、事件当日の現場付近の状況等、検察官が証拠により直接証明しようとする事実の有無について供述するのは、原供述者である付近住民である。しかし、報告書には付近住民の署名・押印はなく、内容の正確性は担保されていない。また、報告書の供述者である捜査官が供述するのは、それらの原供述を聴取したというものにはすぎない。

3 したがって、報告書は「事実の有無に関する供述」には当たらず、6号の開示すべき証拠には当たらない。

## 第2 設問2について

### 1 小問(1)

(1) 証拠⑤から証明できる事実は、「Vの血液のDNA型と一致する人血が付着していたナイフから、Aの指紋と一致する指紋が検出されたこと」であり、要証事実である「Aが強盗殺人の犯人であること」を、推認の過程を経ずに、直ちに認定することができない。したがって、証拠⑤は、当該証拠から認定できる事実から推認の過程を経て要証事実を認定できる間接証拠に当たる。

### 2 小問(2)

(1) Aの弁護人は、「不同意。関連性なし。」と述べるべきである。

(2) 本件では、証拠⑥に係る前科事実は、「窓ガラスを破損し住居に侵入し、鋭利な刃物で傷害を負わせ、金品を強取した」というものである。この事実は、住居侵入強盗の類型として顕著な特徴を有しているとは言えないし、本件と相当程度類似しているとも言えない。そのため、本件公訴事実記載の犯罪事実と一定程度類似するからといって、偶然類似する反対可能性は低いとは言えず、類似すること自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものではない。むしろ、Aの悪性格・性向を經由してAの犯罪性向といった実質的根拠の乏しい人格評価・不当な偏見につながりやすく、誤った事実認定に至る虞が高い。したがって、証拠⑥による立証は禁止されるのであり、関連性を欠くというべきである。

### 第3 設問3

1 Aの弁護人の尋問は、ナイフに付着していた指紋がAの指紋でないことを前提し又は仮定してする尋問として誘導尋問に当たるとして、反対尋問において必要があるときは、誘導尋問をすることができるとは（規則199条の4第3項）、誘導尋問が相当でないときは、これを制限することができる（同条第4項）。

そこで、検察官としては、弁護人の調査により判明した事実は証拠化し、所定の手続に基づいてその証拠調べを了した上、尋問に活用すべきであって、かかる方法をとらずに尋問を行うことは相当でない誘導尋問であるという、異議を述べることができる。

### 第4 設問4

1 弁護人は、公判前整理手続期日において主張明示義務を負う（法316条の17第1項）。これは、弁護人側の重要な主張を早期に明らかにすること、争点及び証拠を整理し、充実かつ効率的な公判を実現することにある。そのため、被告人の防御等の観点から重要性が低いにもかかわらず、かかる主張を明示せず、公判期日において新たに尋問・主張等することにより、公判前整理手続を行った意味を失わせるものと認められる場合、「相当でない」尋問・陳述として、制限される（法295条1項）。

本件では、公判前整理手続において、Aの弁護人はアリバイという犯人性に関する重要な主張を一応明示している。また、Aの弁護

人は、公判前整理手続におけるアリバイ主張に関し、具体的な供述を求め、これにこたえる被告人の供述がされたにすぎず、新たに証人尋問を要するなど、審理計画に大幅な変更をきたしているわけでもないから、公判前整理手続を行った意味を失わせるとも言えない。したがって、Aの弁護人の質問及び、これに対するAの供述は「相当でない」尋問・陳述ではなく、何ら制限されない。

### 第5 設問5

刑事事件において、弁護士は、「誠実」に職務を遂行すべき義務を負い（規程5条）、ひとたび刑事弁護人として受任した以上は、被告人・被告人の権利・利益の擁護のために、最善の努力を傾注して弁護をしなければならない（規程46条）。そのため、Aの方針に反するAの弁護人の最終弁論は、上記誠実義務に反し、被告人の防御権ないし実質的な意味での弁護人選任権を侵害するようになり得る。

しかし、何が被疑者・被告人の利益となるかは事案の性質や訴訟の経過等によって異なる。そこで、誠実義務違反に当たるか否かは、従前の弁護人の訴訟活動の経緯や意図、被告人の不利益の程度、被告人の意思等、個別具体的な事情をもとに判断すべきである。

Aの弁護人は、犯人性否認に関するAの言い分を引き出す質問を粘り強く行うなどの訴訟活動をしたが奏功せず、情状関係を主張する方が被告人の利益の観点から最善と判断しており、被告人に不利な利益をもたらすことを企図して最終弁論を行ったわけではない。

また、最終弁論は、弁護人の意見表明の手続であり、裁判所の実  
体判断を拘束する性質のものではないから、直ちに被告人の不利益  
となるものでもない。さらに被告人は、最終意見陳述で特に不服を  
述べておらず、被告人の意思に反するとも言えない。

以上のことから、Aの弁護人の最終弁論は、誠実義務に違反した  
とまでは認められない。  
以 上